

# 福岡県公報

令和五年四月十四日  
第三百八十九号  
増刊 ①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

### 再掲

○福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(こども未来課) ……………二

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第三十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和五年四月十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 北九州市(八幡東区)の表中

北九州八幡東病院

〃

西本町二丁目一―一七

を

北九州八幡東病院

〃

東田一―四―三

に、

北九州八幡東病院介護医療院

〃

西本町二―一―一七

を

北九州八幡東病院介護医療院  
〃  
東田一―四―三

〃

〃

に改める。

耳納高原病院

〃

星野村七二七七―七

を

耳納高原病院

〃

星野村七二七七―七

を

介護医療院やひめ

〃

本一四八六

を

二 老人ホームの表中

養護老人ホーム田尻苑

〃

大字田尻字十五田二五四―二

を

養護老人ホーム田尻苑

〃

田尻東三一―二五四―二

に、

シルバーメイト館西宮市

〃

西宮市五―三〇―三

シルバーメイト館新田原

〃

道場寺一四三九―三八六

を

シルバーメイト館行橋

〃

大字延永二三四―一

シルバーメイト館行橋

〃

大字延永二三四―一

あさがお西宮市

〃

西宮市五―三〇―三

に改める。

